

名古屋第一赤十字病院病診連携システム実施要綱（愛知県地域医師会員）

（目 的）

第 1 条 愛知県地域保険医療計画における機能連携の施策の基本方針・理念に基づき、地域医師会会員の開設または管理する医療施設と名古屋第一赤十字病院が、それぞれの機能の向上を図るために連携を緊密にし、地域医療の充実、発展に資することを目的とする。
本システムを、「名古屋第一赤十字病院・病診連携システム」と呼称する。

（病院の役割）

第 2 条 連携病院は、登録医（後述）からの紹介患者の受け入れ、登録医の入院患者訪問、主治医による患者の病状説明の便宜、及び医師の生涯研修の場の提供を行なう。

2 連携病院は、将来、下記の項目の実施に向けて努力する。

- ①診療の共同実施
- ②高額医療器機、病室などの共同利用
- ③医学・医術の研鑽、向上など生涯研修の場の提供
- ④病院本来の機能の向上

（登 録）

第 2 条 本システムへの登録は所属医師会を通じて所属する運営事務局の登録様式若しくは名古屋第一赤十字病院（医療社会事業部・地域医療連携室）に設置する運営事務局の登録様式を以って申請する。

（登録医の責務）

第 3 条 登録医は本実施要綱及び名古屋第一赤十字病院の院内規則に従うものとする。

2 登録医は、紹介患者のためにできる限り患者情報を提供すること。また、紹介入院患者のために名古屋第一赤十字病へ積極的に患者を訪問し、診察および手術等の見学をすることができる。病院職員に対して指示などの権限をもたないものとするが、名古屋第一赤十字病の主治医、担当医及び病棟師長は患者の診察、看護について登録歯科医と積極的に意見交換し、患者に適切な医療が提供されるよう努めるものとする。なお、紹介入院患者への訪問が困難な場合は、登録医は電話・ファクシミリ等を介して緊密に連絡すること。

（紹介・入院の手続き）

第 4 条 紹介患者の外来診療及び入院の手続きは、病院の規定によるものとする。なお、入院の可否は病院の診察した医師の判断に基づいて決定し、その旨を紹介患者に告げるとともに、登録医にも必要事項を連絡するものとする。

（登録医の来院）

第 5 条 登録医が来院した際は、原則として医療社会事業部・地域医療連携室で備え付けの登録医連絡簿、或いは来院簿に必要事項を記入後、名札を受け取って白衣を着用するものと

する。登録医の在院時間は原則として（午後2時より午後5時まで）とし、主治医との協議事項がある時は、予め主治医に連絡するものとする。但し、他の事情がある場合は、この限りではない。

（症例検討会及び勉強会への参加）

第6条 要綱による登録病院における症例検討会及び各種勉強会については、前もって登録医に連絡し、登録医の参加を促すこととする。登録医は、症例検討会や各種勉強会に積極的に参加するよう努め、年一回以上は出席するように努めること。

（退院、転科及びその後のフォロー）

第7条 紹介患者の退院に際しては、主治医及び病棟師長は、予め登録医と協議し、円滑に受け入れられるように配慮しなければならない。退院後、長期フォローを必要とする患者については、主治医は登録医に対して全面協力するものとする。紹介患者の転科、転院に際しては、登録医に必ず、連絡するものとする。

（要綱の改廃、調節並びに登録の取り消し）

第8条 この要綱の改廃並びに要綱に定めない事項及び運用上の疑義、苦情等の調整については別に定める運営協議会に諮り、決定するものとする。運営協議会は、登録医、病院の義務と責任について、相互にチェックする権限を持つ。著しく義務と責任を逸脱した登録病院あるいは登録医については、運営協議会にて諮り、警告或いは登録の取り消しを決めることができる。

（付 則）

第9条 この要綱は、平成 4年10月16日より実施する。

平成18年 4月 1日改正